

【諮問（個人）第188号】

2川情個第10号
令和2年7月28日

川崎市長 福田紀彦様

川崎市情報公開・個人情報保護審査会
会長 三浦大介

保有個人情報開示請求に対する全部承諾処分に係る審査請求について（答申）

令和元年10月10日付け31川総人第790号にて諮問のありました保有個人情報開示請求に対する全部承諾処分に係る審査請求について、次のとおり答申します。

【事務局】

総務企画局情報管理部行政情報課情報公開担当
電話 044-200-2108

1 審査会の結論

実施機関川崎市長が行った審査請求人の保有個人情報開示請求に対する全部開示処分については、妥当である。

2 開示請求内容及び審査請求の経緯

審査請求人が、実施機関である川崎市長（以下「実施機関」という。）に対し審査請求を行うに至った経緯は、次のとおりである。

（1）保有個人情報の開示請求

実施機関は、平成30年11月12日、「財政局税務部市民税管理課個人市民税係が2018年1月以降に保有・保全している私に関する個人情報のすべて」（従前、開示決定したものは除く。）として、川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号。以下「条例」という。）第26条第1項の規定に基づく審査請求人からの保有個人情報開示請求を受理した。

（2）実施機関の処分

実施機関は、平成30年11月26日付けで、審査請求人に対し、（1）の保有個人情報開示請求に対する全部承諾処分（以下「原処分」という。）を行った。

（3）審査請求人からの連絡とその後の対応

平成31年1月23日、審査請求人から、総務企画局情報管理部行政情報課情報公開担当（以下「情報公開担当」という。）へメールにより、「〇〇」「〇〇」等の連絡が入ったため、情報公開担当は実施機関に当該メールを転送した。

実施機関は、審査請求人あてメールにより、平成31年1月29日に、「こすぎ市税分室作成の回答案は市民税管理課で受け取りましたが、回答内容を取りまとめの上、市民オンブズマンに提出後に破棄しており、現在、市民税管理課は保有しておりません。」、同年2月1日に「本件におけるオンブズマンへの回答は市民税管理課で取りまとめており、こすぎ市税分室へ回答案の作成を依頼している箇所もございますが、あくまで内部手続きにあたり、こすぎ市税分室への依頼書は存在せず、回答案についても保有しておりません。」等の回答を行った。

（4）審査請求

審査請求人は、平成31年2月11日付けで、実施機関に対し、「全部承諾のはずが、開示書類が不足している」として審査請求を行った（当審査会諮問（個人）第188号事件）。

その後、平成31年2月20日付け審査庁からの補正命令を受け、審査請求人は、平成31年2月26日付け補正書により、追加での開示を求める文書を「オンブズマン調査実施にあたり、とりまとめを行う市民税管理課からの依頼により作成した文書、及びその文書作成にいたる指示書」（以下「対象公文書」という。）とした。

（5）実施機関の追加処分

実施機関は、平成31年4月4日付けで、審査請求人に対し、対象公文書のうち「とりまとめを行う市民税管理課からの依頼により作成した文書」の特定が漏れていたとして、当該文書について追加の全部承諾処分（以下「追加処分」という。）を行った。

3 審査請求人の主張要旨

平成31年2月11日付け審査請求書、令和元年6月23日付け反論書及び令和元年8月30日実施の審査庁による口頭意見陳述によれば、審査請求人の主張の要旨は、次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

全部承諾のはずが、開示書類が不足しており、保有個人情報の開示不足である。

(2) 経緯及び主張の要旨

ア 原処分の対象公文書を確認後、平成30年12月下旬から平成31年1月中旬の財政局みぞのくち市税事務所こすぎ市税分室（以下「こすぎ市税分室」という。）とのやり取りの中で、実施機関に提出した文書があることが判明した。

イ 平成31年1月23日に、情報公開担当にメールにより、特定不足の指摘とともに不足分について追加の開示を求める旨の連絡をしたところ、平成31年1月29日に実施機関からのメールにより、一部は廃棄済みで、一部は存在しないとの回答があったが、拒否通知書が届かないため、審査請求書を提出した。

ウ 平成31年1月29日のメールで、一部は廃棄済み、一部は存在しないと回答したにもかかわらず、実施機関は弁明書の中で、平成31年4月4日に不足を確認したと嘘をついている。また、追加処分で開示された文書は、私がメールで請求した文書とは違う。

エ 平成30年11月16日付け諮問（個人）第179号答申（以下「前回答申」という。）において、メールによる問合せを契機とした追加の拒否処分をしたことは妥当であるとされており、審査庁もそれを受けて裁決を行っており、メールでの問合せも請求に当たると考えるが、今回拒否通知が来ないのは前回と何が違うのか。

4 実施機関の主張要旨

平成31年4月11日付け弁明書、令和元年8月30日実施の審査庁による口頭意見陳述及び令和2年3月18日実施の実施機関諮問事案説明によれば、実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

(1) 対象公文書について

ア 平成30年6月19日、実施機関は、川崎市市民オンブズマン条例（平成2年川崎市条例第22号）第14条第1項の規定に基づく調査実施通知書を受けた。

イ 平成30年6月下旬から7月中旬、実施機関は、調査実施通知書の調査項目の回答書作成にあたり、回答案の作成をこすぎ市税分室に要請し、回答案をこすぎ市税分室から受けた。

ウ 平成30年7月17日、実施機関は、川崎市市民オンブズマンに回答書を送付した。

(2) 弁明の趣旨

ア 対象公文書のうち「オンブズマン調査実施にあたり、とりまとめを行う市民税管理課からの依頼により作成した文書」については、実施機関が市民オンブズマン調査項目に回答するにあたり、こすぎ市税分室に作成を要請した回答案のことであると思われるが、審査請求人からのメールを受けて改めて探索した結果、実施機関で保有していたことが判明したため、当該文書については平成31年4月4日付けで追加処分を行った。

イ 対象公文書のうち、「その文書作成にいたる指示書」については、実施機関が上記の要請を指示した際の指示書だと思われるが、電話連絡により要請をしたため、指示書は存在しない。

ウ 条例では開示請求は書面で行うことと規定されているため、メールでの問合せは開示請求にあたらなないと考えている。

5 審査会の判断

本件は、審査請求人が、平成30年11月12日、「財政局税務部市民税管理課個人市民税係が2018年1月以降に保有・保全している私に関する個人情報のすべて」（従前、開示決定したものは除く。）として、条例第26条第1項の規定に基づく保有個人情報開示請求をしたのに対し、実施機関が平成30年11月26日付け全部承諾処分（原処分）を行ったところ、平成31年2月11日付けで、審査請求人から、「全部承諾のはずが、開示書類が不足している」として、審査請求がなされた事案である。なお、審査庁からの補正命令により、審査請求人は、追加での開示を求める文書を「オンブズマン調査実施にあたり、とりまとめを行う市民税管理課からの依頼により作成した文書、及びその文書作成にいたる指示書」（対象公文書）へと変更している。また、実施機関は、平成31年4月4日付けで、対象公文書のうち「とりまとめを行う市民税管理課からの依頼により作成した文書」の特定が漏れていたとして、当該文書について追加の全部承諾処分（追加処分）を行っている。審査請求人は、追加処分が開示された文書は開示請求を求めた文書とは異なるものであり、全部開示処分の内容として不十分である旨の主張を行っている。

対象公文書に関する経緯についてみると、まず、実施機関は、平成30年6月19日、川崎市市民オンブズマン条例第14条第1項の規定に基づいて調査実施通知書を受けたことが認められる。これを受けて、実施機関は、平成30年6月下旬から7月中旬にかけて、調査実施通知書の調査項目の回答書作成にあたり、回答案の作成をこすぎ市税分室に要請し、回答案をこすぎ市税分室から受けた。この回答案を基に、実施機関は、平成30年7月17日、川崎市市民オンブズマンに回答書を送付したことが認められる。

審査請求人がその存在について主張する「その文書作成にいたる指示書」とは、実施機関がこすぎ市税分室に対し上記回答案の作成を要請した際に両者の間でやり取りされた可能性のある文書のことを指すものと思われるが、当審査会が調査した

ところ、上記回答案の作成は電話連絡により口頭で要請されたものであって、文書でのやり取りは行われなかったため、審査請求人が主張するような「指示書」は存在しないことが認められた。

以上のことから、本件審査請求に対する全部承諾処分として、原処分及び追加処分によって開示された文書は、対象公文書の特定として不足のないものであると認められるのであり、本件処分について、違法又は不当と評価されるべき事情は見当たらない。

ところで、審査請求人は、前回答申において、メールによる問合せを契機とした追加の拒否処分をしたことは違法又は不当ではないとされたにもかかわらず、今回の開示請求において、審査請求人によるメールでの問合せに対して拒否処分が行われなかったことは、前回処分との整合性が取れないのではないかという疑問を呈している。これについては、両事案ともメールによる問合せは開示請求の枠内において、対象公文書を特定するために行われたものと解釈しており、当該問合せを新たな開示請求として捉えて処分決定を行う必要があるとはしていない。また、今回の事案では、実施機関が審査請求人からのメールの問合せを受けて、不存在の文書を請求対象の文書として特定しなかったことから、拒否処分を行うことはしなかったものであり、その手続に誤りは認められない。これに対して、前回答申の事案においては、実施機関が審査請求人からのメールによる問合せは開示請求の対象公文書を新たに特定し得る情報であると解釈した結果、拒否処分が行われたものであって、答申において審査請求人の主観との間に齟齬があったことは遺憾であるけれども、拒否処分を行ったことが違法又は不当であったとはいえないとしたものであり、両者の取扱いの間に矛盾はないものとする。

以上の次第で、前記1に記載の「審査会の結論」に記載のとおり答申する。

川崎市情報公開・個人情報保護審査会（五十音順）

委員 板 垣 勝 彦
委員 大 関 亮 子
委員 田 所 美 佳
委員 早 川 和 宏